

11月は「建設業取引適正化推進月間」です！

国土交通省 土地・建設産業局建設業課

◎ 1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成23年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」）として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしました。

◎ 2. 期 間

平成23年11月1日～30日

◎ 3. 主 催

国土交通省、都道府県

◎ 4. 実施内容

(1) 建設企業等を対象とした講習会等の開催

都道府県単位を原則とし、地方整備局等と都道府県（以下「各許可行政庁」）が連携あるいは独自に建設業法に関する講習会等を開催します。

(2) 立入検査等の実施

月間期間以外の立入検査に加え、各許可行政庁ごと、または各許可行政庁が連携し、立入検査等による指導を行います。

(3) ポスターの配布・掲示等

国土交通省本省（以下「本省」）が作成し配布する月間ポスターを、北海道開発局、地方整備局および沖縄総合事務局（以下「整備局」）、都道府県、市区町村におい

て掲示します。また、建設業関係団体に月間ポスターを配布し、会員企業への配布・掲示を依頼します。

(4) 機関誌、ホームページ等を通じた広報

取引の適正化に関する啓発並びに月間の普及のため、本省において、月間の実施等について報道発表等により広報を行うとともに、業界団体の機関誌等に月間の実施等について掲載を依頼します。

また、各許可行政庁においても、ホームページや各種媒体を活用し、月間の実施等について広報を行います。

(5) その他

上記のほか、各許可行政庁において自主的な事業の実施に努めます。

※講習会等の開催については、整備局等のホームページ等でお知らせする予定です。詳細につきましては、最寄りの整備局等へお問い合わせ願います。

